

●募集要項に関する質問書回答

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答
1							用語の定義	「構成企業」とは、事業者を構成する企業とあり、「事業者」とは、本事業を委ねる民間事業者とありますので、構成企業は市から直接業務を受ける民間事業者との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	2	第2	1	(5)			事業概要	本事業における使用電力には、可能な限り本事業において設置する太陽光発電で発電された電力を用いるものとありますが、蓄電池等は事業者提案によるとの理解でよろしいでしょうか。	蓄電池の取扱い、【要求水準書（3）電気設備に関する要求水準>イ太陽光発電設備】に記載のとおりです。
3	4	第2	1	(9)	イ	(1)	維持管理・運営に関する業務	「基準に満たない脱水汚泥の処分の業務範囲は市の業務範囲」となっておりますが、貴市の費用負担にて脱水汚泥の処分をいただくという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	4	第2	1	(9)	イ	(1)	維持管理・運営に関する業務	基準に満たない脱水汚泥の処分の業務範囲は、市の業務範囲となっておりますが、ここで示す「基準」についてご教示ください。具体的には、当該基準には、含水率、強熱減量、重金属濃度以外に、菌体リン酸肥料に登録するにあたって必要な各種成分の含有量が含まれていると理解してよろしいでしょうか。	「基準」は、【要求水準書 2 基本条件>（6）汚泥性状】に示す含水率[%]、強熱減量[%]をさします。
5	4	第2	1	(10)			事業要件	実際の引き取り量は市と協議とありますが、現時点で貴市が計画している流通量を開示いただけないでしょうか。	現時点では未定です。
6	4	第2	1	(10)			事業要件	製造した肥料は、事業者が買い取る事が前提と考えますが、収支計画を検討する上で、木更津市様が引き取る肥料は、年間何トン想定されていきますでしょうか。ご教授下さい。	No. 5の回答のとおりです。
7	5	第2	1	(12)	イ	(7)	ユーティリティ費	ユーティリティ単価（事業提案時）が、電力で19.1円/kWhで提案すれば良い、という認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	5	第2	1	(12)	イ	(7)	ユーティリティ費	上記の場合において、「5. 電力単価の改定について」を参照すると、仮に初年度の東京電力との契約単価が21.1円/kWhだった場合には、差額の2円を補填して頂けるという理解で宜しいでしょうか。	電力単価の改定は募集要項に記載のとおりです。
9	6	第2	1	(13)	ア		総事業費	価格評価は総事業費をベースに行われるとの事ですが、設計・建設・維持管理の提案上限価格の4,651,010千円から、堆肥化物質買取費を除いた価格で評価される、という理解で宜しいでしょうか？上記理解が正しいという前提の元、様式5-4を参照しますと、実際に毎年製造された、たい肥化物の数量をベースとするものではなく、年間処理汚泥量8,650 w-t/年×20年で発生する堆肥化物の数量（全量買取前提）を用いて計算する、という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 年間処理汚泥量は様式5-4に記載のとおり、8,650.5wet-t/年でご検討ください。
10	6	第2	1	(13)	ウ		設計・建設業務に係る年度ごとの支払上限額	設計・建設業務に係る年度ごとの支払上限額については、記載がありますが、維持管理・運営に係る年度ごとの支払上限額等の定めはございますでしょうか。また、定めがあれば変更可能でしょうか。	現時点で年度ごとの支払い上限額はありませんが、優先交渉権者の提案内容によって、契約交渉時に協議によって決定します。
11	6	第2	1	(13)	エ		太陽光発電導入費	「太陽光発電に係る導入費用は以下の単価を上限とし、・・・15万円/㎡」とあります。金額的に厳しい単価と見込まれますが、上限単価の考え方についてご教授下さい。またその金額を超過することは可能でしょうか。	上限単価の考え方は、【要求水準書（3）電気設備に関する要求水準>イ太陽光発電設備】の設置に必要な導入費です。また、価格設定は経済産業省の調達価格等算定委員会資料を基に設定いたしました。 上限単価の超過は認めません。
12	6	第2	1	(13)	イ・エ		提案上限価格及び太陽光発電導入費	提案上限価格に「太陽光発電を含む」とありますが、事業者が設置する太陽光発電の導入費用は提案上限価格に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	提案上限価格には、要求水準に記載されている50kW以上の太陽光発電設備の導入費及び維持管理費が含まれます。
13	6	第2	1	(13)	イ・エ		提案上限価格及び太陽光発電導入費	提案上限価格に太陽光発電を含む場合、設計・建設費に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	太陽光発電設備の導入費用は設計・建設費の提案上限価格に含まれます。
14	6	第2	1	(13)	ウ		設計・建設業務に係る年度ごとの支払い上限額	各年度の出来高が支払上限額を超える場合は支払上限額を、下回る場合は出来高をお支払いいただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	12	第3	4				スケジュール	優先交渉権者の決定が12月末とされておりますが、優先交渉権者決定後の各種手続きにつきましては、それ以前の手続きと同様に土日祝日を除くと考えてよろしいでしょうか。	事業契約における手続は、事業契約の定めに従い、明示的規定がない場合は、民法等の法令に従います(例：期間の満了日については、民法第142条等)。それ以外の手続は、ご理解のとおりです。
16	14	第3	5	(4)			技術的対話の実施	技術的対話は全応募者に実施とあります。しかしながら、12ページ記載の「4. スケジュール」を見ると、参加資格確認申請よりも前に行われるため、当初設定されたスケジュールで対話を行わなかった事業者が参加資格申請を行うことが可能となります。当初示された技術的対話の日程に参加しなかった事業者とも、貴市は個別に技術的対話を行う意思はございますでしょうか。その場合ですが、評価は行われず拘束されないものとは言え、貴市との対話時期が異なることは、公平性を著しく阻害するものと思料します。当初示された日程以外に技術的対話を設定される場合は、すでに技術的対話に参加した事業者にも再度貴市との対話を設定いただきたく希望します。	再度の対話は設定いたしません。
17	15	第3	5	(7)	イ		提出方法は郵送	提出方法について、宅配便等、応募者の任意でよろしいですか。	ご理解のとおりです。

18	23	別紙3					表5 維持管理・運営業務に係る対価の対象と算定方法	「各年度の改築更新費用 累積値が 計画値を超過することは認めない。」との記載があるが、超過した場合には、翌年以降に回収する事は可能という認識で宜しいでしょうか。例えば、1年目の改築更新費用が想定100だったが、実績80だった場合、2年目の改築更新費用が想定50だったが、実績70だった場合には、2年目のマイナス20を回収する事が可能でしょうか。もちろん、累積値が計画値を超過しない前提です。	予算措置の関係上、別途協議となります。
19	23	別紙3					表5 維持管理・運営業務に係る対価の対象と算定方法	「各年度の修繕費用が 計画値を超過することは認めない。」との記載がありますが、改築更新費用と違い、”累積値”の記載がありませんが、つけて頂けたらと思います。理由としましては、修繕は施設機器の稼働時間をベースに実施の有無が前倒し、後ろ倒しされる事がある為です。	修繕費の支払い方法は募集要項に記載のとおりです。
20	23	別紙3	2	(2)			①電力費	「=【各支払期の脱水利泥の実績処理量（実績値wet-t/月）×汚泥量当たりの消費電力量（kWh/wet-t）－各支払期の太陽光発電実績値（実績値：kWh/月）】×単価（円/kWh）と記載されております。「各支払期」が年であることを鑑みると、単位は「月」ではなく「年」となると理解して宜しいでしょうか。	単位は「月」です。
21	23	別紙3	2	(2)			①電力費	「=【各支払期の脱水利泥の実績処理量（実績値wet-t/月）×汚泥量当たりの消費電力量（kWh/wet-t）－各支払期の太陽光発電実績値（実績値：kWh/月）】×単価（円/kWh）と記載されており、また、汚泥量当たりの消費電力量は、事業者提案となっております。これは、入札時に提示した、汚泥量当たりの消費電力量が20年間適用される、という理解で宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
22	24	第4	3	(2)	イ		維持管理・運営業務に係る対価	「市は事業者からの請求書を受領後、30日以内に・・・支払う」とありますが、SPCからの支払いが生じるため、月末締請求、翌月末支払いと考慮して頂けないでしょうか。	支払い期日は募集要項に記載のとおりです。
23	25	別紙3	4				表6 物価変動の指標	表6に記載されている、物価変動指標は、公告時点で公表されている指標、つまり、2024年6月時点で公表されている数値が、初めて対比される指標の値、という理解で宜しいでしょうか。	令和9年8月1日時点で公表されている最新の指標を参照します。
24	26			(3)	イ		増減額の算定	「ア で算定した変動率が± 1.5 %を超える場合、対価の改定を行う。増減額は 1.5% を超過した分を次年度以降適用される対価の増減額として事業者を支払う。」と記載されています。この文言の趣旨としては、毎年、1.5%は事業者リスクになるという事でしょうか？例えば、1年目に1.6%変動した場合、補填されるのは、0.1%で、2年目も1年目と対比して、1.6%変動した場合、補填されるのは、0.1%という事でしょうか？もしくは、1年目に1.5%を超えている為、2年目は増加した1.6%分が補填されるのでしょうか。 仮に、毎年1.5%の物価上昇リスクを負う事になれば、理論上は1.5%×20年の30%の事業費上昇リスクを負う事となり、（複利で考えると更にリスクを負う事となる）本事業に参画する事ができない為、お伺いいたします。尚、当社理解では、政府・日銀は、年間2%の緩やかなインフレを目標として設定しており、それが達成できた場合には、毎年1.5%の事業費上昇リスクを当社が負う事になる場合には、事業に参画ができません。	前段につき、募集要項記載のとおり、変動率が±1.5%の範囲内であれば事業者が費用負担又は利益収受し、それを超える部分は市が費用負担又は利益収受します。ご指摘の例ですと、1年目に1.6%変動した場合、補填されるのは、0.1%で、2年目も1年目と対比して、1.6%変動した場合、補填されるのは、0.1%となります。 後段につき、募集要項記載のとおり、物価変動の起算点は、直近改定時（初回はNo.22参照）です。ご指摘の例は、変動率を問わず前年度を基準日とするように読め、また、総事業費での割合換算（1.5%×20年÷100%×20年により、総事業費の1.5%のみ負担）も考慮していないように読めますのでご確認ください。
25	27	別紙3	5				電力単価の改定について	(1)初年度の電力費の精算について、精算の申し出を行う際には、10月迄に行うとの事ですが、11月～3月までの電力単価の差額については、予測値を元に、算出するのでしょうか？過去の実績を鑑みても、燃料調整費の変動が大きく、方が一足りなくなった場合には、翌年度に差額分を補填して頂く措置をご検討いただけますでしょうか。	電力単価の予測値は採用しません。燃料費等の著しい変動があった場合は、協議によります。